農地法4・5条届出書の提出要領(市街化区域の農地転用)

1	届出目的	・ 農地の転用(土地を農地以外の目的で利用する場合の手続きです)
2	必要書類(<u>2部)</u>	・ 4条届出書(土地所有者自身が転用する場合)、 5条届出書(土地所有者以外が転用する場合)
		・ 案内図(縮尺1/2500程度、住宅地図の写しも可)
		・ 土地登記簿全部事項証明書 (法務局が3ヶ月以内に発行した証明書の原本を正本に添付。副本はコピー添付)
		・ 公図の写し(法務局または市役所税務課発行のもの)
		・ 仮換地証明書及び仮換地図(土地区画整理事業の仮換地中の場合)
3	提出期限	・ 随時(提出から1週間程度で受理・不受理を通知します)
4	その他	・ 所有者の住所が登記簿上の住所と異なる場合、その経緯がわかる住民票、戸籍付票、町名設定証明等を添付のこと
		・ 届出書提出前に転用されている場合は、始末書を添付すること
		・ 小作地の場合は、届出日の6ヶ月前の日以降に小作人の同意による小作契約の解約がされていること
		・ 押印は任意ですが、押印と捨印がない場合、誤字脱字等の訂正ができませんので注意すること
		・ 土地登記簿全部事項証明書など原本還付が必要な方は、提出時に原本とコピーを用意してください
		・ 届出書(正本)の右肩に連絡先をエンピツ書きで記入してください
5	問い合わせ	・ 瀬戸市農業委員会事務局(瀬戸市役所 地域振興部 産業政策課 農林係)電話 0561-88-2654